

# 鳥取市令和の米増産緊急支援事業

国内における米不足及び米価上昇の影響の中、今後主食用米の生産拡大を志向する多様な農業経営体の省力化、低コスト化に必要な機械導入を緊急的に支援します。

事業対象者	鳥取市内に農業拠点を有している農業者（個人・法人・集落営農組織等） ※ただし、集落営農組織の要件を満たさない個人農業者で構成する共同体についても、市町村長が認めた場合、事業対象とします。
事業要件	●令和7年度を基準とし、令和9年度までに20%以上主食用米作付面積を拡大し、かつ令和9年度の作付面積は令和8年度の作付面積より増加すること。 ※共同体及び集落営農組織については、構成する個人農業者の主食用米作付面積の合計値で算出します。 ●令和8年度内に事業が完了すること。 ※農業機械等が令和8年度内に納品され、支払いが完了すること。 ●令和7年度に本事業を活用した事業者は、令和7年度事業の目標面積を達成していること。
補助率	1 / 2（県1 / 3、市町村1 / 6）
事業費上限	個人：15,000千円 法人・集落営農組織等：21,000千円
補助対象経費	主食用米作付面積の拡大に必要となる農業機械及び設備導入経費 ※軽トラック等の汎用性があるもの、車庫等の導入機械の保管等を目的とする施設、導入経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）10万円未満のものは対象外となります。
申請期限	令和8年3月27日（金） ※申請数が多い場合はポイント制による優先採択を行うことがあります。
申請先	鳥取市役所本庁舎4階 農政企画課（TEL：0857-30-8305）

# 補足

## 『令和の米増産緊急支援事業』における機械の利用規模の下限面積の目安

農業機械を導入する際、過剰投資とならないよう留意する必要があり、利用規模の下限はおおよその目安を示すもので、各機械の作業能率と経済性を基準として算出したもの。

記載してある下限面積が実態にそぐわない場合、その情勢に合った数字を反映させて個別に算出する必要がある。

### 〔参考〕利用規模の下限面積

以下の①、②により算出し総合的に判断する

① 機械の作業可能面積

機械が当該作業の適期期間内に作業できる最大面積

② 経済性から見た利用規模の下限(請負料金との対比の計算)

単位面積当たりの機械の利用経費が当該作業の単位面積当たりの請負料金を下回るために必要な利用面積

### ◇農業機械導入計画書(平成30年5月18日付第201800027136号農林水産部長通知)

区分	種別		利用規模の下限面積	
トラクター	水田	20馬力級	17以上 20馬力未満	2.1ha
			20以上 25馬力未満	2.6ha
		30馬力級	25以上 28馬力未満	3.2ha
			28以上 35馬力未満	4.1ha
		40・50馬力級	6.7ha	
60・70・80馬力級	9.5ha			
田植機	4条植		3.7ha	
	5条植		7.5ha	
	6条植		11.0ha	
	8条植		14.8ha	
コンバイン	自脱	刃幅 0.8m 未満	3.6ha	
		刃幅 0.8m 以上 1.2m 未満	5.9ha	
		刃幅 1.2m 以上 1.6m 未満	10.0ha	
		刃幅 1.6m 以上	16.3ha	
循環型乾燥機	遠赤1.5t(15石級)		2.8ha	
	遠赤2.5t(25石級)		3.0ha	

注1 表中の下限面積の算出結果は、平成30年5月時点の情勢を反映させたもの。

注2 表中の機械以外でも導入をする際には利用規模の下限面積を満たす必要があり、表中にない場合は計算して算出することができる。

(その他)

・単純更新や機能を下げた機械等の導入は対象外とします。なお、既存所有機械に追加して機械を導入する場合には、双方の能力が下限等を満たす場合には対象とします。